

市長等の措置に係る通知書

（経済部）

2026年1月7日監査執行

No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	委託料の執行 （観光課） ① 施設の利用料金について指定管理者に承認を行っていないものがある。 （藤沢市江の島サムエル・コッキング苑管理運営業務） 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る利用料金の金額は、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例別表第1に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について、指定管理者から事前に承認申請がなく、承認手続きを行っていない。	これまで、指定管理者である江ノ島電鉄株式会社と取り交わしている事業計画書及び年度協定書に、条例で定める利用料金を含む入苑料を明記することで、利用料金の承認手続きが完了するものと認識していました。 今後については、より明確にするため、指定管理者から利用料金（個人一般：350円、個人小学生：175円、団体一般：315円、団体小学生157円）の承認申請を受け、承認手続きを行うこととし、令和8年度の承認を行いました。	2026年 4月1日
	② 市の所有ではない施設を指定管理の対象としているものがある。 （藤沢市江の島サムエル・コッキング苑管理運営業務） 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑指定管理者募集要項の「1 施設の概要」に記載されているふわふわドームについては、江ノ島電鉄株式会社の所有施設であるにも関わらず指定管理の対象施設となっており、不適切である。	令和8年度の年度協定書において、ふわふわドームを除いて指定管理の対象施設を明記しました。 また、次回の指定管理者更新の際（審査選定は令和9年度）、指定管理者募集要項（仕様書等）において、指定管理施設に江ノ島電鉄株式会社所有のふわふわドームが含まれないよう、整理を図ります。	2026年 4月1日

別記様式（第17条関係）

市長等の措置に係る通知書

(経済部)		2026年1月7日監査執行	
No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る指定管理者の業務について (江ノ島電鉄株式会社) ① 施設の利用料金について、市の承認を得ていないものがある。 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に午後5時前に入場した者のうち午後5時以降に退場しようとする者又は午後5時以降に入場しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付し、その金額は、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例別表第1に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について、市への承認申請を行っておらず、市の承認を得ていない。	これまで、藤沢市と取り交わしている事業計画書及び年度協定書に、条例で定める利用料金を含む入苑料を明記することで、利用料金の承認手続きが完了するものと認識していました。 今後については、より明確にするため、藤沢市に対して利用料金（個人一般：350円、個人小学生：175円、団体一般：315円、団体小学生157円）の承認申請を行うこととし、令和8年度の申請を行い、承認を受けました。	2026年 4月1日
	② 一部の再委託契約書の請負契約期間が2021年4月1日～2022年3月31日となっており、契約更新されていない。 再委託について藤沢市の承諾は得ているものの、江ノ島電鉄株式会社と再委託先法人の施設調査業務契約について自動更新とする旨の条項もなく、2022年3月31日以降、契約期間が更新されていない。	契約更新されていない再委託契約について、2022年4月1日以降契約が継続しているものとなるよう、再委託先法人と同意書及び再委託契約を締結しました。	2026年 5月21日